

佐賀県規則第9号

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、<u>同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17号の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</u></p>	<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、<u>又は同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合</u></p>

(佐賀県行政組織規則の一部改正)

第2条 佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(健康福祉部男女参画・こども局各課の分掌事務)</p> <p>第12条 健康福祉部男女参画・こども局各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) こども家庭課 ア～ウ 略 エ <u>要保護女子の保護更生に関する</u>こと。</p>	<p>(健康福祉部男女参画・こども局各課の分掌事務)</p> <p>第12条 健康福祉部男女参画・こども局各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) こども家庭課 ア～ウ 略 エ <u>困難な問題を抱える女性の支援に関する</u>こと。</p>

改正前		改正後	
オ～キ 略 別表（第20条関係）		オ～キ 略 別表（第20条関係）	
所管する部	現地機関の名称	所管する部	現地機関の名称
略		略	
健康福祉部	略 <u>婦人相談所</u> 略	健康福祉部	略 <u>女性相談支援センター</u> 略
略		略	

（佐賀県財務規則の一部改正）

第3条 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（概算払をすることができる経費） 第77条 令第162条第6号の規則で定める経費は、次に掲げるものとする。 (1)～(3) 略 (4) <u>売春防止法（昭和31年法律第118号）第38条第1項第4号</u> に掲げる費用 (5) 略	（概算払をすることができる経費） 第77条 令第162条第6号の規則で定める経費は、次に掲げるものとする。 (1)～(3) 略 (4) <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第20条第1項第5号</u> に掲げる費用 (5) 略

（佐賀県保健福祉事務所管理規則の一部改正）

第4条 佐賀県保健福祉事務所管理規則（平成18年佐賀県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（分掌事務） 第3条 略	（分掌事務） 第3条 略

改正前	改正後
<p>2 福祉支援課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>(16) <u>婦人問題及び青少年問題に関すること。</u></p> <p>(17) <u>売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第2項に規定する要保護女子に関すること。</u></p> <p>(18)～(22) 略</p> <p>3～5 略</p>	<p>2 福祉支援課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>(16) 青少年問題に関すること。</p> <p>(17) <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第2条に規定する困難な問題を抱える女性に関すること。</u></p> <p>(18)～(22) 略</p> <p>3～5 略</p>

（佐賀県総合福祉センター管理規則の一部改正）

第5条 佐賀県総合福祉センター管理規則（昭和58年佐賀県規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（分掌事務）</p> <p>第4条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 中央児童相談所、北部児童相談所、<u>婦人相談所</u>、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所及び地域生活リハビリセンターの庶務及び会計事務に関すること。</p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>相談第一課</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>要保護女子に係る相談</u>に関すること。</p>	<p>（分掌事務）</p> <p>第4条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 中央児童相談所、北部児童相談所、<u>女性相談支援センター</u>、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所及び地域生活リハビリセンターの庶務及び会計事務に関すること。</p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>相談第一課</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。判定課第3号及び保護課第2号において同</u></p>

改正前	改正後
<p>(9) 略 相談第二課 略 判定課</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>要保護女子の医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれに付随して必要な指導を行うこと。</u></p> <p>(4) 略 障害者支援課 略 保護課</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>要保護女子の保護に関すること。</u></p> <p>(3) 略 地域生活リハビリ課 略</p> <p>様式第1号（第12条関係） 略</p> <p style="text-align: right;">申込者 略 氏名 <u>生年月日</u> （法人にあってはその名称、<u>主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び生年月日</u>）</p> <p>略</p>	<p><u>じ。）に係る相談等に関すること。</u></p> <p>(9) 略 相談第二課 略 判定課</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>困難な問題を抱える女性の医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。</u></p> <p>(4) 略 障害者支援課 略 保護課</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>困難な問題を抱える女性の保護に関すること。</u></p> <p>(3) 略 地域生活リハビリ課 略</p> <p>様式第1号（第12条関係） 略</p> <p style="text-align: right;">申込者 略 氏名 （法人にあってはその名称<u>及び代表者の氏名</u>）</p> <p>略</p>

改正前	改正後
略	略
略	略
略	略
(裏面)	(裏面)
略	略

(佐賀県児童相談所等の管理に関する規則の一部改正)

第6条 佐賀県児童相談所等の管理に関する規則（昭和58年佐賀県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(目的)	(目的)
第1条 この規則は、佐賀県児童相談所設置条例（昭和32年佐賀県条例第32号）第5条、 <u>佐賀県婦人相談所設置条例（昭和32年佐賀県条例第25号）第4条</u> 、佐賀県身体障害者更生相談所設置条例（昭和35年佐賀県条例第3号）第3条及び佐賀県知的障害者更生相談所設置条例（昭和35年佐賀県条例第24号）第3条の規定により、中央児童相談所、北部児童相談所、 <u>佐賀県婦人相談所</u> 、佐賀県身体障害者更生相談所及び佐賀県知的障害者更生相談所（以下「児童相談所等」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、佐賀県児童相談所設置条例（昭和32年佐賀県条例第32号）第5条、 <u>佐賀県女性相談支援センター設置条例（令和6年佐賀県条例第18号）第5条</u> 、佐賀県身体障害者更生相談所設置条例（昭和35年佐賀県条例第3号）第3条及び佐賀県知的障害者更生相談所設置条例（昭和35年佐賀県条例第24号）第3条の規定により、中央児童相談所、北部児童相談所、 <u>佐賀県女性相談支援センター</u> 、佐賀県身体障害者更生相談所及び佐賀県知的障害者更生相談所（以下「児童相談所等」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。
(分掌事務)	(分掌事務)
第2条 児童相談所等における分掌事務は、次の各号に定めるとおりとする。	第2条 児童相談所等における分掌事務は、次の各号に定めるとおりとする。
(1) 略	(1) 略
(2) <u>佐賀県婦人相談所</u> 売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第3項各号に掲げる業務及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第	(2) <u>佐賀県女性相談支援センター</u> 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第3項各号に掲げる業務及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等

改正前	改正後
3項各号に掲げる業務に関すること。	に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第3項各号に掲げる業務に関すること。

（佐賀県営住宅条例施行規則の一部改正）

第7条 佐賀県営住宅条例施行規則（平成9年佐賀県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（同居親族要件を適用しない入居者の資格）</p> <p>第2条の2 条例第6条第1項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止法」という。）第1条第2項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）に規定する被害者で次のアからウまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>婦人相談所</u>若しくは配偶者暴力相談支援センターによる配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明書が発行されている者又は<u>婦人相談所</u>以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署をいう。）若しくは行政機関若しくは関係機関と連携して配偶者暴力被害者支援を行っている民間支援団体（<u>婦人保護事業委託団体</u>、<u>地域配偶者暴力協議会</u>参</p>	<p>（同居親族要件を適用しない入居者の資格）</p> <p>第2条の2 条例第6条第1項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）に規定する被害者で次のアからウまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>女性相談支援センター</u>若しくは配偶者暴力相談支援センターによる配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明書が発行されている者又は<u>女性相談支援センター</u>以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署をいう。）若しくは行政機関若しくは関係機関と連携して配偶者暴力被害者支援を行っている民間支援団体（<u>女性支援事業委託団体</u>、<u>地</u></p>

改正前	改正後
加団体及び補助金等交付団体をいう。)において、配偶者からの暴力の被害を受けていることの確認がなされている者	域配偶者暴力協議会参加団体及び補助金等交付団体をいう。)において、配偶者からの暴力の被害を受けていることの確認がなされている者

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。